

【中国】不法行為法の制定

海外立法情報調査室・富窪 高志

* 不法行為法については、民法典全 9 編中の 1 編としてその草案が、2002 年 12 月、第 9 期全国人民代表大会(全人代)常務委員会第 31 回会議に提出された。その後、約 1,200 条に及ぶ膨大な民法典に対する審議が困難である等の理由から、物権法と同様に個別に立法化が進められてきた。2008 年 12 月から新たに審議が開始され、その後 2009 年 11 月からの 1 か月にわたる公開意見聴取等を経て、2009 年 12 月 26 日の第 12 期全人代常務委員会第 12 回会議で採択され、2010 年 7 月 1 日から施行される。

法の構成

不法行為法(原文は「権利侵害責任法」)は、第 1 章:一般規定、第 2 章:責任の構成及び責任方式、第 3 章:免責及び責任の軽減、第 4 章:責任主体に関する特別規定、第 5 章:製造物責任、第 6 章:自動車交通事故責任、第 7 章:医療損害責任、第 8 章:環境汚染責任、第 9 章:高度危険作業責任、第 10 章:飼育動物による損害責任、第 11 章:物による損害責任、第 12 章:附則の全 92 か条からなる。以下、第 1 章から第 4 章の内容を中心に紹介する。

対象となる民事上の権益

他人の民事上の権益を侵害した場合には、不法行為責任を負わねばならないとし、民事権益として、生命権、健康権、姓名権、名誉権、栄誉権、肖像権、プライバシー権、婚姻の自由権、後見権、所有権、用益物権、担保物権、著作権、特許権、商標専有使用権、発明権、株権、相続権等の人身、財産上の権益が列举されている(第 2 条)。

不法行為責任及び責任の方式

行為者に過失があった場合、過失があったと推定され行為者自身が過失がなかったことを証明できない場合には、不法行為責任を負わねばならない。また、過失の有無にかかわらず、他人の民事上の権益を損なった行為者は不法行為責任を負うこととされる(第 6、7 条)。そのほか、他人に不法行為を教唆、又は他人の不法行為を幫助した者も同様である(第 9 条)。責任の方式として、①不法行為の停止、②妨害の排除、③危険の除去、④財産の返還、⑤原状の回復、⑥損害の賠償、⑦謝罪、⑧影響の排除及び名誉の回復、が列举され、これらは単独又は複数を同時に適用することができる(第 15 条)。人身損害について医療費、介護費、交通費のほか休職による収入減少分を、障害を負った場合には生活補助具費用及び障害賠償金を、死亡の場合には葬祭費及び死亡賠償金を、行為者は支払わなければならない(第 16 条)。中国国内で注目されているのが、「同一の不法行為により多数が死亡した場合、死亡賠償金は同額とする

ことができる」(第 17 条)という規定である。これは、これまで交通事故や鉱山等の災害による複数の死亡者に対する賠償において、都市戸籍と農村戸籍所有者が区別されるという“同命不同価”に代わり“同命同価”原則を確立したものと評価されている。このほか、財産損失に対する賠償は、財産損失が生じた時点での市場価格に基づき計算すること、精神的損害を被った者は精神損害賠償を請求できること等が規定された。

免責及び責任の軽減

不法行為の被害者に過失があった場合は、行為者の責任は軽減され、被害者の故意により損害が発生した場合には、免責される、また、損害が第三者による場合は当該第三者が責任を負うことになる(第 26～27 条)。不可抗力による損害、また、正当防衛による損害についても免責されるが、過剰防衛については責任を負わねばならない。緊急避難による損害については、緊急事態を引き起こした者が責任を負い、自然現象に対する緊急避難の場合は、緊急避難者は免責されるか、又は適当な補償金を支払わなければならない(第 26～31 条)。

不法行為責任の免責及び責任の軽減

不法行為者と当該不法行為による損害の責任主体が異なるケースについて規定している。民事行為無能力者及び制限民事行為能力者の不法行為については後見人が、業務遂行中の職員による損害については雇用主が、また、派遣先における業務遂行中の派遣労働者による損害については、派遣労働者の受け入れ先が責任を負う(第 32～35 条)。インターネット上での個人情報の暴露等、ユーザーによるネットワークを利用した不法行為については、被害者はサービス提供者に対して削除、アクセス遮断、リンク解除等の必要な措置を要求することができるとし、対応の遅滞により被害が拡大した場合、またサービス提供者がユーザーによる不法行為を知りながら必要な措置を講じなかった場合には、ユーザーと連帯責任を負うことが規定された(第 36 条)。ホテル、ショッピングセンター、銀行、駅、娯楽施設等の公共施設の管理者又は大衆活動の組織者が、安全配慮義務を果たさなかったために生じた損害については、当該管理者又は組織者が責任を負うことも規定された(第 37 条)。学校等の教育機関において、民事行為無能力者が損害を被った場合、教育及び管理責任を尽くしたことが証明できなければ教育機関は責任を負わねばならない(第 38 条)。

今後、不法行為法と抵触する国务院、地方政府等の法規廃止や新法規制定等を含めた関連法規の整備、裁判に対応できるよう最高人民法院による司法解釈の整備等が必要とされる。なお、将来的には民法典の編纂が予定されているという。

参考文献(インターネット情報は 2010 年 1 月 25 日現在である。)

・「不法行為法」の全文は<http://www.gov.cn/flfg/2009-12/26/content_1497435.htm>を参照。